

大和市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月27日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第20号

大和市職員定数条例の一部を改正する条例

大和市職員定数条例（昭和27年大和町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「臨時的に任用される者（」を削り、「（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項及び第28条の6第1項に規定する常時勤務を要する職に採用される職員を除く。）」を「第22条の3第4項の規定により臨時的に任用される者」に改める。

別表定数の欄中「231」を「262」に、「1,971」を「2,002」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。